

長崎県五島市沖における協議会意見とりまとめ

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和元年10月10日に長崎県五島市沖における協議会を設置し、長崎県五島市沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

長崎県五島市沖の区域において洋上風力発電事業を実施することにより、漁業操業、既設海洋構造物の運営及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（2,726.5ha）のとおり浮体式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求めるものである。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ・選定事業者は、地元との共存共栄の理念について理解し、地域資源たる風と海を最大限活かした、地方創生にも資する発電事業の実施に努めること。
（例：地元への電力供給、災害時の電力融通のための計画策定等）
- ・選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を行うこと。
- ・協議会は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、発電事業の円滑な実施を妨げることなく、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の整備に係る海域の利用について了承するものである。

（2）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、信頼関係の構築に努めること。
- ・選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、地域や漁業との協調・共生のための基金を五島市と協議の上設立すること。基金の運用に当たっては、透明性を確保すること。
- ・選定事業者は、漁業影響調査を行うものとし、その方法及び時期等については関係漁業者、地元大学や試験研究機関などの学識経験者及び地元自治体（五島市及び長崎県）の意見を聴取するとともに、その意向・助言を十分尊重すること。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、当該海域を含む崎山沖の海域において操業される漁業への支障を十分考慮し、関係漁業者との丁寧な説明・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことがないよう、各施設の管理者と十分に協議を行うこと。

(4) 洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ・選定事業者は、海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体（五島市及び長崎県）への説明・相談・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既設海洋構造物へ被害が及ばないよう、適切な離隔を確保するなどの必要な措置を取ること。
（例：選定事業者は、当地において想定される台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること。）

(5) 発電事業の実施に当たっての留意点

- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たっては、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体（五島市及び長崎県）への説明・相談・協議を行うこと。
- ・選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールを定めることについて、関係漁業者、船舶運航事業者、各施設の管理者、海上保安部及び地元自治体（五島市及び長崎県）と協議を行うこと。

(6) 環境配慮事項について

- ・選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うこと。
- ・選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、コウモリ類、海生生物、海洋環境、景観等への影響が、回避または低減できるよう配慮すること。
- ・現在、環境省が行っている海鳥の調査に関して、その結果を令和2年3月末に洋上風力発電事業における鳥類のセンシティブティマップとして公開することとしていることから、このセンシティブティマップの情報も参考に、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置（配置、色彩、稼働期間等）を実施することにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。
- ・選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、

工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（鳥類、コウモリ類、海生生物、海洋環境等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

- ・世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産からの眺望について、関係機関と十分な協議を行うとともに、必要に応じ遺産影響評価を行った上で、世界文化遺産の「顕著な普遍的価値（OUV）」に影響しない事業計画とすること。

（７）その他

- ・今後、事業者が選定され、海洋再生可能エネルギー発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ協議会を通じて行うこと。

(別添)

長崎県五島市沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(21)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（海岸法（昭和三十一年法律第百一号）に規定する海岸保全区域（お っ づ る 鶴 う ら か い が ん が 浦 海岸）を除く。）。

長崎県五島市沖							
(1)	北緯	32 度	40 分	0 秒	東経	128 度	52 分 31 秒
(2)		32 度	40 分	7 秒		128 度	53 分 18 秒
(3)		32 度	40 分	7 秒		128 度	53 分 35 秒
(4)		32 度	40 分	2 秒		128 度	53 分 44 秒
(5)		32 度	40 分	8 秒		128 度	54 分 2 秒
(6)		32 度	40 分	13 秒		128 度	55 分 54 秒
(7)		32 度	40 分	18 秒		128 度	56 分 2 秒
(8)		32 度	39 分	50 秒		128 度	57 分 9 秒
(9)		32 度	38 分	40 秒		128 度	58 分 22 秒
(10)		32 度	38 分	40 秒		129 度	1 分 5 秒
(11)		32 度	40 分	50 秒		129 度	1 分 5 秒
(12)		32 度	40 分	49 秒		128 度	55 分 38 秒
(13)		32 度	40 分	27 秒		128 度	55 分 39 秒
(14)		32 度	40 分	25 秒		128 度	55 分 40 秒
(15)		32 度	40 分	21 秒		128 度	53 分 58 秒
(16)		32 度	40 分	16 秒		128 度	53 分 46 秒
(17)		32 度	40 分	17 秒		128 度	53 分 44 秒
(18)		32 度	40 分	17 秒		128 度	53 分 40 秒
(19)		32 度	40 分	20 秒		128 度	53 分 31 秒
(20)		32 度	40 分	20 秒		128 度	53 分 17 秒
(21)		32 度	40 分	18 秒		128 度	53 分 5 秒

